

学校施設開放の再開について（8/1～）

新型コロナウイルス感染症の感染予防のため休止していた学校施設の開放を8月1日から再開します。

・施設利用にあたっては、申込時に「鳥栖市小中学校施設使用に関する誓約書」を提出して下さい。

既に使用許可申請書を提出されている団体も施設使用の前に、上記誓約書を提出して下さい。提出いただいた団体から使用許可します。

・施設の使用時には、感染予防対策を行って下さい。

・施設使用の再開後も、使用日ごとに「学校施設使用者名簿」を提出して下さい。提出できない場合は使用できません。

・施設の使用は、当分の間、鳥栖市にお住まいの方に限らせていただきます。

・対外試合を行う場合は、県内にも団体に限ることとします。

・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況によっては、施設開放を再度休止する場合があります。